四　現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

五　［略］

六　［略］

七　［略］

3　府令第三十三条第一項第二号に規定する学科教習（以下「学科教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一　大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科　(一)　別表第五第一号に掲げる事項

二　大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科　(二)　別表第五第二号から第四号までに掲げる事項

［三～六　略］

4　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一　［略］

二　現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習　別表第五第二号及び第三号に掲げる事項

三　現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習　別表第五第二号に掲げる事項

四　現に大型特殊免許を受けている者（前号又は次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習　別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識

五　現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者（第三号に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習　別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識

六　［略］

七　現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習　別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

八　現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習　別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）

九　現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）又は牽引自動車第二種免許（以下「牽引第二種免許」という。）のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習　別表第六第二号から第四号までに掲げる事項

［号を加える。］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

3　［同上］

一　大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科　(一)　別表第五第一号に掲げる事項

二　大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科　(二)　別表第五第二号から第四号までに掲げる事項

［三～六　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　現に大型特殊免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習　別表第五第二号及び第三号に掲げる事項

［号を加える。］

三　現に大型特殊免許を受けている者に対する普通免許に係る学科教習　別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識

四　現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する普通免許に係る学科教習　別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識

五　［同上］

六　現に大型特殊免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習　別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

七　現に大型免許、中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習　別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十五条第十項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）

八　現に大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）又は牽引自動車第二種免許（以下「牽引第二種免許」という。）のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習　別表第六第二号から第四号までに掲げる事項